

ペットに関する宿泊約款

宿泊契約の申込み

1 条

当ホテルにペットを同伴しての宿泊契約の申込みを行う場合は、当ホテルが必要と認めるそのペットに関わる情報を、当ホテルに申し出ていただきます。

ペットの受け入れについての拒否

2 条

当ホテルは、次に掲げる場合において、ペットの受け入れに応じないことがあります。

- (1) ペット受け入れに関わる保証金をお支払いいただけない場合
- (2) ペット受け入れ用の客室が、満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊するペットが、宿泊に関し、依頼者以外の指示を受けないと認められたとき
- (4) 宿泊するペットが、犬以外の動物であるとき
- (5) 宿泊するペットが、宿泊依頼者または飼い主と離れての宿泊が困難と当ホテルが判断するとき
- (6) 宿泊するペットが体重10kgを超えるとき
- (7) 宿泊するペットが、闘犬種であるとき
- (8) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
- (9) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
- (10) その他当ホテルが予め定めた事項に該当する場合

保証金の支払いと返還

3 条

1. 宿泊客がペットを同伴する場合、ペットがホテルならびに飼い主以外の第三者に損害や損失を与えた場合の損害賠償金の一部として、ホテルが定める保証金をお預かりします。
2. チェックアウト後、前項の損害がないとホテルが判断した場合、保証金は直ちに返還します。

宿泊する動物の責任

4 条

宿泊するペットが当ホテルに危害を加えたときは、宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。スタッフ、その他の宿泊者及び動物等に損害を与えた場合も、当該ペットの飼い主である宿泊者にその損害を補填して頂きます。

同伴ペットの放置によるペットの所有権

5 条

宿泊者が故意・過失によらず、同伴したペットをホテル内に放置してチェックアウトした場合、チェックアウト日から起算し7日後に宿泊動物の所有権が宿泊者から当ホテルに譲渡されます。